

平成20年度大学改革推進等補助金（大学改革推進事業）
専門職大学院等における高度専門職業人養成教育推進プログラム補助事業

法科大学院コア・カリキュラムの調査研究 シンポジウム
「法科大学院教育におけるコア・カリキュラム（共通的到達目標）」

平成21年 3月20日

目次

○基調報告「コア・カリキュラム策定の基本的考え方」	・・・	3
○コア・カリキュラムの検討状況について		
公法系	憲法	・・・ 5
	行政法	・・・ 9
刑事系	刑法	・・・ 15
	刑事訴訟法	・・・ 19
民事系	民法	・・・ 23
	商法	・・・ 37
	民事訴訟法	・・・ 47

基調報告「コア・カリキュラム策定の基本的考え方」

2009年3月20日

シンポジウム「法科大学院教育におけるコア・カリキュラム（共通の到達目標）」

神戸大学大学院法学研究科教授（民事系調査研究班主任）

磯村 保

1. はじめに

- * 「コア・カリキュラム」の検討が問題とされた背景
- * 文部科学省法科大学院特別委員会「中間まとめ」（2008年9月30日）
- * 具体的な作業の進め方（民事系、刑事系、公法系研究班）

2. コア・カリキュラム策定の意義と問題点

- * 法科大学院修了者の質の保証
- * ミニマム・スタンダードとしてのコア・カリキュラム
- * 授業で取り扱う内容と法科大学院の学修を経て備えておくべき内容
- * 各法科大学院における創意工夫の必要性
- * デファクト・スタンダードとしてのコア・カリキュラム

3. コア・カリキュラムの項目内容

- * 対象とする法律分野
 - ・ 法律基本科目
 - ・ 法律実務基礎科目
 - ・ その他の科目群に属する科目
- * 知識偏重型となる危険性に対する十分な配慮
- ※ 判例の取り上げ方
- * 項目内容の抽象性・具体性
- * 自学自習の支援

4. 今後の検討作業に向けて

共 通 的 到 達 目 標（憲法）案

I. 全体構成

第1章 憲法総論

1. 憲法の観念
2. 憲法の変動と保障
3. 立憲主義（法の支配、権力分立を含む）
4. 平和主義及び国際協調主義
5. 国民主権と天皇制

第2章 統治機構

1. 国会
2. 内閣
3. 司法（憲法訴訟を含む）
4. 財政
5. 地方自治

第3章 基本的人権の保障

1. 基本的人権の観念
2. 基本的人権の享有主体
3. 基本的人権の適用範囲
4. 基本的人権の限界
5. 個人の尊重と生命、自由及び幸福追求権
6. 法の下での平等
7. 思想及び良心の自由
8. 信教の自由と政教分離
9. 学問の自由
10. 表現の自由
11. 集会及び結社の自由
12. 通信の秘密
13. 職業選択の自由
14. 財産権
15. 奴隷的拘束及び苦役からの自由
16. 居住及び移転の自由
17. 適正手続
18. 刑事手続上の権利
19. 生存権
20. 教育を受ける権利
21. 労働に関する権利

- 2 2. 選挙権及び被選挙権
- 2 3. 請願権
- 2 4. 裁判を受ける権利
- 2 5. 国家賠償請求権
- 2 6. 刑事補償請求権
- 2 7. 国民の義務

II. 共通到達目標規定モデル

第3章 基本的人権の保障

1. 基本的人権の観念

- ①日本国憲法における人権保障の特色を、人権思想の歴史的展開を踏まえて、理解している。
- ②日本国憲法における人権保障の特色を、他の憲法における人権保障との比較を踏まえて、理解している。
- ③日本国憲法における人権保障の特色を、法律上及び国際法上の人権保障との比較を踏まえて、理解している。
- ④基本的人権の主な類型化論を取り上げて、そこでの類型の意義と特色を説明することができる。
- ⑤日本国憲法の個別的規定と関連づけて、権利、義務、原則、制度等の概念の意味を説明することができる。

2. 基本的人権の享有主体

- ①基本的人権の享有主体性という問題の意味を理解している。
- ②未成年者の基本的人権が、成人の場合とは異なる特別の制約に服するのかどうかについて、説明することができる。
- ③天皇及び皇族の人権享有主体性について、肯定説及び否定説の立場を理解し、かつ、肯定説に立った場合に保障される人権の範囲及び制限される人権の程度を説明することができる。
- ④法人・団体の人権享有主体性について、肯定説及び否定説の立場を理解し、かつ、肯定説に立った場合に保障される人権の範囲及び制限される人権の程度を、具体的事例を挙げ、判例を踏まえて考察することができる。
- ⑤外国人の人権享有主体性について、肯定説及び否定説の立場を理解し、かつ、肯定説に立った場合に保障される人権の範囲及び制限される人権の程度を、具体的事例を挙げ、判例を踏まえて考察することができる。
- ⑥外国人の人権享有主体性について、定住外国人、難民、その他の外国人といった、外国人の類型の相違により、保障の有無や程度が異なる可能性があることを理解している。

8. 信教の自由及び政教分離

(1) 信教の自由

- ①信教の自由が人権思想の展開において果たした歴史的意義を理解している。

- ②信教の自由における「宗教」の意味について、政教分離の場合と対比して、説明することができる。
- ③信教の自由の保障の内容として、信仰の自由、宗教的行為の自由及び宗教的結社の自由等について説明することができる。
- ④宗教的人格権の主張及びそれに対する判例の考え方について理解している。
- ⑤信教の自由の保障の限界について、宗教上の行為により他者加害をもたらす場合、宗教上の施設又は活動に国等が課税する場合、信仰に基づく体育実技の履修の免除等、法が一般的に課す義務の免除を宗教上の理由に基づいて求める場合など、具体的事例を挙げ、判例を踏まえて、考察することができる。

(2)政教分離

- ①政治と宗教の関係の主な在り方として、国教制度、公認宗教制度及び政教分離制度について説明することができる。
- ②政教分離の意義を、信教の自由と関連づけて説明することができる。
- ③政教分離規定の法的性格について説明することができる。
- ④政教分離の内容として、宗教団体に対する特権の付与の禁止、宗教団体による政治上の権力の行使の禁止及び国の宗教的活動の禁止、及び宗教上の組織若しくは団体に対する公金支出の禁止等について説明をすることができる。また、政教分離という「宗教団体」又は「宗教上の組織若しくは団体」の意味に関する判例の考え方について理解している。
- ⑤政教分離に違反するか否かを判断するために判例が用いる目的効果基準について、その意義、根拠及び問題点を説明することができる。
- ⑥国等が宗教的行事を行う場合、国等が宗教団体若しくは宗教的活動に公金の支出等を行う場合、公務員が宗教的行事に参加する場合など、政教分離違反が問題となる具体的事例を挙げ、判例を踏まえつつ、目的効果基準に照らして考察することができる。

1 1. 集会及び結社の自由

(1)集会の自由

- ①集会の自由を保障する意義及び「集会」の意味について説明することができる。
- ②道路、公園又は公会堂などの一定の公共施設における集会、集団行進その他の表現活動の保障に関する「パブリック・フォーラム」論について説明することができる。
- ③集会の自由の保障の限界について、道路交通の安全を確保する場合、公共の秩序を維持する場合、公共施設の管理の必要がある場合など、具体的事例を挙げ、判例を踏まえて、考察することができる。その際、届出制や許可制などの規制態様に関する問題、及び「敵意ある聴衆の法理」について、説明することができる。

(2)結社の自由

- ①立憲主義における団体の位置付けに関する考え方を理解した上で、結社の自由を保障する意義及び「結社」の意味について説明することができる。
- ②結社の自由の内容として、団体の結成及び団体への加入等の自由、団体としての活動の自由等について説明することができる。その際、団体としての活動の自由と団体を構成する個人の自由の関係について、具体的事例を挙げて説明することができる。
- ③結社の自由の限界について、暴力主義的な破壊活動を行う団体に対する規制の場合、公

現的理由から団体の設立及び加入が強制される場合など、具体的事例を挙げ、判例を踏まえて、考察することができる。

19. 生存権

- ①社会国家思想の発展と日本国憲法における社会権保障の意義を理解している。
- ②自由権と社会権の内容・性格について、その異同を説明できるとともに、自由権と社会権の区別の相対性について、説明することができる。
- ③憲法 25 条の内容を、公的扶助・社会福祉・社会保険・公衆衛生等の施策と関連づけて、理解している。
- ④生存権の法的性格に関する学説・判例の内容について説明することができる。
- ⑤生存権の実現について、立法・行政の裁量が広く認められるという立場について理解するとともに、以下の点に留意しつつ、裁量統制のあり方を考察することができる。
 - ・憲法 25 条の 1 項・2 項について、立法裁量の範囲は異なるか。
 - ・社会保障立法が平等原則に違反するかどうかの問題となる場合、どのような司法審査をすべきか。
- ⑥特定の課税制度が「健康で文化的な最低限度の生活」を侵害するか、社会保障について既存の給付水準の引き下げは憲法 25 条に違反するかなどの具体的事例を挙げて考察することができる。
- ⑦環境権の内容、根拠となりうる憲法の規定とその法的効果について理解している。

20. 教育を受ける権利

- ①教育を受ける権利の意義・主体・内容、教育基本法・学校教育法などのわが国の教育制度の基本的なしくみを理解している。
- ②憲法 26 条 2 項の保障する義務教育の無償について理解している。
- ③「学習権」の観念について、内容を理解しているとともに、憲法 26 条とどのような関係にあるかを説明することができる。
- ④「教育権」の所在に関する学説の対立を理解しているとともに、教育を受ける権利の実現に関する、国民・公権力・親・教師などの関係を、判例を踏まえつつ説明することができる。
- ⑤初等中等教育機関における教師の「教育の自由」について、それが認められるか、その内容はどのようなものかを、大学における教授の自由と比較しつつ、具体的事例を挙げて考察することができる。
- ⑥学習指導要領の法的性質について、全国一斉学力テスト・教科書検定制度・教員に対する懲戒処分などの具体的事例を挙げて考察することができる。

2009年3月20日

コアカリキュラム 公法系・行政法
【全体項目(案)】

公法系調査研究班
行政法グループ

I. 行政法の基本概念(未検討)

- ①法治主義
- ②権力分立
- ③地方自治 等々

II. 行政過程を理解するための基本概念(未検討)

(1)行政の主要な行為形式

- ①委任立法・法規命令
- ②行政処分
- ③契約

(2)行政過程の流れ(行政上の義務の履行確保を除く)

- ①行政過程の典型的な流れ方
- ②上記①における行政指導の位置
- ③上記①における行政調査の位置
- ④上記①における行政計画の位置

(3)行政上の義務の履行確保

- ①行政上の強制執行(民事執行及び即時強制との異同を含む)
- ②行政上の制裁(刑事罰や制裁的公表との異同を含む)

(4)情報公開法制・個人情報保護法制

- ①行政機関情報公開法
- ②行政機関個人情報保護法

(5)行政組織

- ①国・地方公共団体・独立行政法人(地方独立行政法人)の異同
- ②行政組織の認識単位(「行政機関」及び「行政官庁」)
- ③行政組織における権限の所在(権限の委任・専決等)
- ④国家行政組織の概要(内閣法・内閣府設置法・国家行政組織法・各省設置法)
- ⑤地方行政組織の概要(地方自治法)
- ⑥いわゆる「私人による行政」の制度

III. 行政処分の実体的違法の判定能力(本案主張)(未検討)

※III及びIVは取消訴訟の訴訟物(処分の違法性一般)を扱う章であり、当事者訴訟や国家賠償法

(1条の違法判定)にも応用可能なものという趣旨である。

(1) 法令解釈の誤り

- ① 行政処分の要件規定等に関する法解釈
- ② 法令解釈の誤りに関する審査方法

(2) 行政裁量の濫用

- ① 行政裁量の存否に関する法解釈
- ② 行政裁量の合理性欠如に関する審査方法

(3) 委任立法(ないし法規命令)の違法・無効

- ① 白紙委任禁止の法理及び委任立法の限界の法理
- ② 委任立法の違法無効に関する審査方法, 及び処分違法への連結

(4) 条例の違法・無効

- ① 自主条例の限界に関する法解釈
- ② 自主条例の違法無効に関する審査方法, 及び処分違法への連結

(5) 信義則違反, 行政権の濫用等

- ① 信義則違反, 行政権濫用の法理と法治主義の関係
- ② 信義則違反, 行政権濫用の判定方法, 及び処分違法への連結

IV. 行政処分の手続的違法の判定能力(本案主張) (未検討)

(1) 処分手続の違反

- ① 行政手続法などによる手続的規律の内容
- ② 手続違反(手続的瑕疵)の判定
- ③ 手続違反と処分違法の関係

(2) 調査過程における違法

- ① 調査手続違反の判定, 及び処分違法への連結

V. 行政上の不服申立制度の運用能力 (未検討)

(1) 行政不服審査制度の構造

- ① 不服申立て権の存否
- ② 裁決(決定)の種類, 仮の救済
- ③ 教示制度

(2) 裁決(決定)固有の違法事由

- ① 不可変更力・実質的確定力
- ② 裁決手続に関する違反(口頭審理手続, 理由付記等)

VI. 抗告訴訟の運用能力

(1) 取消訴訟の訴訟要件

- ① 取消訴訟の訴訟手続的要件(自由選択主義・裁決前置主義, 原処分主義・裁決主義,

- 出訴期間, 被告適格等)
 - ② 処分性 (取消訴訟の対象性)
 - ③ 原告適格
 - ④ 狭義の訴えの利益
- (2) 取消訴訟の排他的管轄とその射程 (行政処分の公定力)
- (3) 取消訴訟の本案審理 (訴訟法的问题)
 - ① 違法性の承継の可否
 - ② 主観的違法事由 (行訴法 10 条 1 項)
 - ③ 処分理由の変更等
- (4) 取消判決
 - ① 取消判決の効力 (形成力, 第三者効, 拘束力)
 - ② 取消訴訟における参加制度 (第三者の訴訟参加等)
 - ③ 取消訴訟の教示制度
- (5) 処分無効等確認訴訟及び不作為違法確認訴訟
 - ① 処分無効確認訴訟の存在意義
 - ② 処分無効確認訴訟の訴訟要件 (訴えの利益) と本案主張 (無効事由の判定)
 - ③ 処分不存在確認訴訟
 - ④ 不作為違法確認訴訟の訴訟要件と本案主張
- (6) 義務付け訴訟及び差止訴訟
 - ① 申請型義務付け訴訟の訴訟要件 (とくに併合提起) と本案主張
 - ② 非申請型義務付け訴訟の訴訟要件 (とくに重大損害) と本案主張
 - ③ 差止訴訟の訴訟要件 (とくに処分がなされようとしていること及び重大損害) と本案主張
- (7) 抗告訴訟における仮の救済
 - ① 執行停止申立て制度の運用 (申立ての趣旨及び理由。行訴法 44 条)
 - ② 内閣総理大臣の異議制度
 - ③ 仮の義務付け, 仮の差止めの運用 (申立ての趣旨及び理由。行訴法 44 条)

VII. 公法上の当事者訴訟の運用能力 (未検討)

- (1) 行訴法 4 条後段の当事者訴訟 (いわゆる実質的当事者訴訟)
 - ① 実質的当事者訴訟の代表的利用場面
 - ② 実質的当事者訴訟の請求の趣旨, 確認の利益 (確認訴訟の場合), 及び本案主張
 - ③ 仮の救済の求め方 (民事保全法及び行訴法 44 条)
- (2) 抗告訴訟と公法上の当事者訴訟の関係
 - ① 抗告訴訟と実質的当事者訴訟の使い分け
 - ② 法律無効確認訴訟, 処分違法宣言訴訟などの法定外抗告訴訟の位置付け
- (3) 行訴法 4 条前段の当事者訴訟 (いわゆる形式的当事者訴訟)

- ①形式的当事者訴訟の具体例
- ②形式的当事者訴訟と取消訴訟の使い分け

VIII. 行政訴訟に関連するその他の諸問題

- (1) 国・公共団体を被告とする民事差止訴訟
 - ①人格権に基づく民事差止訴訟の具体例
 - ②上記民事訴訟と抗告訴訟の関係
- (2) 国・公共団体が原告となる民事訴訟・公法上の当事者訴訟
 - ① 不当利得返還請求訴訟等
 - ②行政上の義務の履行を求める公法上の当事者訴訟(民事執行問題を含む)
- (3) その他の行政訴訟
 - ①住民訴訟(手続の概要のみ)

IX. 国家賠償請求訴訟の運用能力

- (1) 国家賠償責任の構造
 - ①国賠法 1 条及び 2 条の責任原理
 - ②民法不法行為との使い分け
- (2) 国家賠償責任の判定
 - ①国家賠償法 1 条における違法と過失の諸類型(一元, 二元, 職務行為基準等)
 - ②国家賠償法 2 条における瑕疵の諸類型の理解(河川と道路など)
 - ③国家賠償法 1 条, 2 条, 3 条それぞれの責任主体に関するルール

X. 損失補償請求訴訟の運用能力

- (1) 損失補償の要否及び手続
 - ①憲法 29 条 3 項の損失補償の要否
 - ②損失補償請求手続及び訴訟方法
- (2) 損失補償と国家賠償の関係
 - ①損失補償と国家賠償の谷間ないし境界事例

以上

2009年3月20日

コアカリキュラム 公法系・行政法
【モデル(案)】

公法系調査研究班
行政法グループ

IX. 国家賠償請求訴訟の運用能力

(1) 国家賠償責任の構造

①国賠法1条及び2条の責任原理

②民法不法行為との使い分け

- ・ 国家賠償法1条及び2条の責任の性質について、民法不法行為と比較しながら説明することができること
- ・ 国家賠償法1条における「公権力の行使」「公務員」「職務行為」それぞれの解釈について、判例の動向をふまえて説明できること

(2) 国家賠償責任の判定

①国家賠償法1条における違法と過失の諸類型（一元，二元，職務行為基準等）

- ・ 国家賠償法1条の違法性の意味、違法と過失の区別について、判例の全体的な動向を説明することができること
 - (※) 国賠法の違法と取消訴訟の違法の異同も含む
- ・ 具体的事案において国家賠償法1条の違法及び過失に関する主張（反論）を展開することができること
 - (※) 立法行為、司法行為、行政権限の不行使における主張の特性を含む

②国家賠償法2条における瑕疵の諸類型の理解（河川と道路など）

- ・ 国家賠償法2条の瑕疵について、判例の全体的な動向を説明することができること
- ・ 具体的事案において国家賠償法2条の瑕疵に関する主張（反論）を展開することができること

③国家賠償法1条，2条，3条それぞれの責任主体に関するルール

- ・ 国家賠償法1条，2条，3条それぞれの責任主体に関するルールを，代表的な判例とともに説明することができること
 - (※) 原因者、公務員に対する求償権に関するルールを含む
- ・ 具体的事案において，責任主体であるかどうかについての主張（反論）を展開することができること

以上

刑法コア・カリキュラム構成

第1編 総則

第1章 刑法の基礎理論

第2章 犯罪の積極的成立要件

第3章 違法性阻却事由

第4章 責任阻却事由

第5章 未遂

第6章 共犯

第7章 罪数

第8章 刑法の適用範囲

第2編 各則

第1部 個人的法益に対する罪

第1章 生命・身体に対する罪

第2章 自由に対する罪

第3章 住居侵入罪

第4章 秘密・名誉に対する罪

第5章 信用・業務に対する罪

第6章 財産に対する罪

第2部 社会的法益に対する罪

第1章 公共の安全に対する罪

第2章 偽造犯罪

第3章 風俗に対する罪

第3部 国家的法益に対する罪

第1章 国家の存立に対する罪

第2章 国交に関する罪

第3章 国家の作用に対する罪

第1章 刑法の基礎理論

第1節 総説

- 刑罰の目的についてのさまざまな見解を理解し、説明することができる。
- 刑の種類・内容について理解し、説明することができる。
- 法定刑、処断刑、宣告刑の意義について理解し、説明することができる。
- 刑の執行猶予の趣旨を理解し、その要件について説明することができる。
- 仮釈放の趣旨を理解し、その要件について説明することができる。

第2節 罪刑法定主義（略）

第3節 犯罪論の体系

- 構成要件該当性・違法性・責任という犯罪論の体系、それによって犯罪の成否を判断することの意義について理解し、説明することができる。

第2章 犯罪の積極的成立要件

第1節 主体（略）

第2節 実行行為

- 実行行為の意義を理解し、具体的事例に即して説明することができる。
- 間接正犯の意義について理解し、強制・欺罔された被害者の行為を利用する事例や第三者の行為を利用する事例等について具体的に当てはめ、判断することができる。

第3節 結果（略）

第4節 因果関係

- 実行行為と結果との間に必要となる因果関係の意義について理解し、説明することができる。
- 因果関係を認めるために必要となる実行行為と結果との間の事実的な関係について、その内容を理解し、具体的事例に即してその存否を判断することができる。
- 実行行為から結果発生までの間に介在する諸事情（被害者の素因、被害者の行為、第三者の行為、犯人の行為など）の因果関係判断における意義を評価し、具体的事例に即して因果関係の存否を判断することができる。

第5節 不作為犯（略）

第6節 故意

- 故意があるというためにはどのような事実について、どのように認識・予見する必要があるか理解し、具体的事例に即して説明することができる。
- 故意犯が成立するためにはどのような意思的要素が必要かについて理解し、具体的事例に即して説明することができる。
- 予見していた客体とは異なる客体に法益侵害が生じた錯誤事例における故意犯の成否について理解し、具体的な事例に即して説明することができる。
- 因果経過について錯誤が生じた事例における故意犯の成否について理解し、具体的事例に即して説明することができる。

○認識・予見した事実と発生した事実とが異なる構成要件に属する事例における故意犯の成否について理解し、具体的事例に即して説明することができる。

第7節 過失（略）

第3章 違法性阻却事由

第1節 違法性と違法性阻却

○違法性とは何かについて理解し、説明することができる。

○構成要件に該当した行為の違法性が阻却される根拠をめぐる基本的な考え方を理解し、説明することができる。

○明文にない違法性阻却事由について、その根拠及び要件を理解し、具体的事例に即して説明することができる。

第2節 法令行為・正当業務行為（略）

第3節 被害者の同意（略）

第4節 正当防衛

○正当防衛が違法性阻却事由となる根拠について理解し、説明することができる。

○侵害の急迫性の要件を理解し、具体的事例に即して説明することができる。

○侵害の不正性の要件を理解し、具体的事例に即して説明することができる。

○防衛の意思の要否及び内容について理解し、具体的事例に即して説明することができる。

○「やむを得ずにした行為」の要件を理解し、具体的事例に即して説明することができる。

○行為者が侵害を予期していた場合における正当防衛の成否について理解し、具体的事例に即して説明することができる。

○行為者自らが不正の侵害を招致した場合における正当防衛の成否について理解し、具体的事例に即して説明することができる。

○過剰防衛が刑の任意的減免事由とされる根拠について理解し、説明することができる。

○誤想防衛、誤想過剰防衛の諸類型及びその法的処理について理解し、具体的事例に即して説明することができる。

第5節 緊急避難（略）

第4章 責任阻却事由（略）

第5章 未遂犯（略）

第6章 共犯

第1節 総説

○共犯の類型について理解し、説明することができる。

○共犯における実行の着手時期について理解し、具体的事例に即して説明することができる。

○必要的共犯（集団犯・対向犯）に対する共犯規定の適用について理解し、具体的事例に即して説明することができる。

第2節 共同正犯

- 共同正犯の成立要件について理解し，説明することができる。
- 直接には実行行為を分担していない者の共同正犯の成否について理解し，具体的事例に即して説明することができる。
- 共謀の意義を理解し，具体的事例に即して説明することができる。
- 故意を異にする者の間における共同正犯の成否について理解し，具体的事例に即して説明することができる。
- 共同正犯と他の関与類型との区別について理解し，具体的事例に即して説明することができる。

第3節 教唆犯・幫助犯（略）

第4節 共犯の諸問題（略）

第1編 捜査

- 第1章 任意捜査と強制捜査
- 第2章 捜査の端緒
- 第3章 被疑者の身柄拘束
- 第4章 供述証拠の収集・保全
- 第5章 搜索・押収
- 第6章 検証・鑑定・体液の採取
- 第7章 その他の捜査手段
- 第8章 被疑者の権利
- 第9章 違法捜査に対する救済
- 第10章 起訴後の捜査

第2編 公訴の提起

- 第1章 公訴権の運用とその規制
- 第2章 公訴提起の要件

第3編 訴因

- 第1章 訴因の明示・特定
- 第2章 訴因と裁判所の審理の範囲
- 第3章 訴因の変更

第4編 公判

- 第1章 公訴提起後の手続
- 第2章 勾留・保釈
- 第3章 弁護制度
- 第4章 公判前整理手続
- 第5章 公判手続の進行
- 第6章 迅速な裁判
- 第7章 裁判員の参加する裁判
- 第8章 犯罪被害者の参加

第5編 証拠

- 第1章 証拠法総論
- 第2章 自白
- 第3章 伝聞証拠
- 第4章 違法収集証拠
- 第5章 証拠調べの手続

第6編 裁判

- 第1章 裁判の意義と種類
- 第2章 裁判の成立
- 第3章 実体裁判
- 第4章 裁判の効力

第7編 上訴・再審

第1章 任意捜査と強制捜査

I. 強制処分法定主義

1. 「強制処分法定主義」の法文上の根拠と、その意義・趣旨について説明できる。
2. 「強制処分法定主義」と「令状主義」との関係・異同について、主要な考え方の対立をふまえて説明できる。

II. 任意捜査と強制捜査の区別及びそれぞれの適法性の判断

1. 任意捜査と強制捜査の区別

- (1) 任意捜査と強制捜査との区別の基準について、判例の立場及び主要な考え方をふまえて説明できる。
- (2) 有形力の行使を伴う捜査手段と、それを伴わない捜査手段（例えば、写真撮影）それぞれについて、(1)の基準がどのように適用されるのかを説明することができる。

2. 強制捜査の適法性の判断

・強制処分とされた捜査手段について、その適法性がどのように判断されるのかを説明できる。

3. 任意捜査の適法性の判断基準

- (1) 任意処分とされた捜査手段について、その適法性判断の枠組みを、判例の立場をふまえて説明できる。
- (2) 有形力の行使を伴う捜査手段と、それを伴わない捜査手段（例えば、写真撮影）それぞれについて、具体的事案から事実を抽出したうえで、(1)の判断枠組みに適用することができる。

第3章 被疑者の身柄拘束

I. 身柄拘束処分と令状主義

- ・身柄拘束処分に対する令状主義の原則の趣旨を理解している。
- ・現行犯逮捕が無令状で許される趣旨を理解している。
- ・緊急逮捕制度の合憲性についての主要な考え方を理解している。

II. 逮捕

1. 逮捕の種類

- ・逮捕の種類とそれぞれの異同を理解している。

2. 通常逮捕

- ・令状による通常逮捕の要件と手続について、条文上の根拠を示したうえで説明できる。

3. 現行犯逮捕

- ・現行犯及び準現行犯の意義について、条文上の根拠を示したうえで説明できる。
- ・現行犯逮捕の要件について理解している。

4. 緊急逮捕

- ・緊急逮捕の要件と手続について、条文上の根拠を示したうえで説明できる。

5. 逮捕後の手続

- ・被疑者が逮捕された後の手続の流れ（被疑事実の要旨の告知，弁護人選任権の告知，弁解録取，留置の必要性の判断，国選弁護人選任に関する教示，身柄送致手続，拘束制限時間等）について、条文上の根拠を示したうえで説明できる。

III. 勾留

1. 実体的要件

- ・勾留の実体的要件（勾留の理由と必要性）について、条文上の根拠を示したうえで説明できる。

2. 勾留の手続

- ・勾留の手続（勾留質問，勾留請求権者，勾留状，勾留請求の時間制限等）について、条文上の根拠を示したうえで説明できる。

3. 勾留の期間

- ・勾留期間とその延長について、条文上の根拠を示したうえで説明できる。

4. 勾留の場所

・被疑者勾留の場所について、条文上の根拠（「刑事収容施設関連法規」も含む）を示したうえで説明できる。

5. 勾留に対する不服申立等

・取消請求，準抗告，勾留理由開示請求，被勾留者の権利について，条文上の根拠を示したうえで説明できる。

6. 起訴後の勾留

・起訴前勾留と起訴後勾留の異同について，条文上の根拠を示したうえで説明できる。

IV. 逮捕・勾留に関する諸問題

1. 逮捕前置主義

- ・逮捕前置主義の条文上の根拠と趣旨について理解している。
- ・逮捕後に被疑事実が変動した場合の処理について説明できる。
- ・逮捕手続に違法があった場合の，引き続く勾留請求の可否について説明できる。

2. 身柄拘束処分 of 効力が及ぶ範囲

・事件単位原則の意義と趣旨について，条文上の根拠を示したうえで，異なった考え方と対比して説明できる。

3. 一罪一勾留の原則

- ・一罪一勾留の原則の意義について，条文上の根拠を示したうえで説明できる。
- ・どのような場合に例外が認められるかについて，主要な考え方を理解している。

4. 再逮捕・再勾留

- ・再逮捕・再勾留の可否について，条文上の根拠を示したうえで説明できる。
- ・先行する逮捕・勾留に違法がある場合の再逮捕・再勾留の可否について理解している。

5. 別件逮捕・勾留と余罪の取調べ

- ・別件逮捕・勾留の意味・問題点について，主要な考え方を理解している。
- ・別件逮捕・勾留の問題と身柄拘束中の余罪取調べの可否の問題との関係を説明できる。
- ・違法な別件逮捕・勾留又は違法な余罪取調べがあった場合の法的効果について説明できる。

共通的到達目標／民法サンプル案

2009年3月20日

民事系・民法グループ

本資料は、民法グループにおいて、(1) 法律行為・意思表示（無効及び取消しを含む）、(2) 代理及び(3) 時効の3つの領域について検討してきた結果をサンプル案としてまとめたものである。

以下の各項目について付された記号などの意味は以下のとおりである。

◆ 共通的到達目標（以下、コア・カリキュラム）にあげることには問題がないと思われるもの

◇ コア・カリキュラムに含まれるといえるかどうか疑問の余地があるもの

削除？ ◇としても上げる必要がないと考えられるもの

⇒ この領域でのコア・カリキュラムには当たらないが、他の領域でコア・カリキュラムに当たるとかどうかを検討する必要があるもの

民法としてはコア・カリキュラムに当たらないものの、他の分野の問題と密接に関連し、当該分野においてはコア・カリキュラムに当たりうる可能性があるもの

これまでの検討作業の中でも、各委員によって◆とすべきか、◇とすべきか、あるいは削除すべきかについて、意見の分かれる項目もあり、意見が分かれている項目については、括弧書きなどにより、その旨を示すこととした。

今回のサンプル案は、以下のメンバーのうち、研究者委員6名が2人ずつ3班に分かれて検討作業を行い、これらの案について、実務家委員が、法律実務基礎科目との調整という観点から述べた意見を考慮して、策定されたものである。現時点における暫定的な案として、考え方を示すものにとどまり、グループ委員の中でも意見が分かれているところも少なくないことを、あらかじめお断りする。

民法グループ委員（アイウエオ順、◎はグループの主任）

◎磯村 保（神戸大学）

大塚 直（早稲田大学）

大村 敦志（東京大学）

沖野 眞巳（一橋大学）

小粥 太郎（東北大学）

佐々木 宗啓（法務省、参事官）

潮見 佳男（京都大学）

福井 章代（裁判官、早稲田大学）

藤原 浩（弁護士）

(1) 法律行為・意思表示（無効及び取消しを含む）

I 法律行為・意思表示総論

1. 法律行為・意思表示の意義

- ◆法律行為とはどのような概念であるかを説明することができる。
- ◆法律行為の種類（契約、単独行為、合同行為）について説明し、それぞれの種類の具体例を挙げることができる。
- ◆意思表示とはどのような概念であるかを説明し、具体例を挙げることができる。
- ◇準法律行為とはどのような概念であるかを説明し、具体例を挙げることができる。
- ◇準法律行為と意思表示の違いを説明することができる。
- ◆法律行為と意思表示の違いを説明することができる。
- ◇単独行為について、法律行為と意思表示の関係を説明することができる。
- ◇法律行為の有効要件について説明することができる。
- ◆契約が成立するための要件について説明することができる。
- ◇一定の定型的な法律行為については当事者の意思表示を必要としないという考え方（事実的契約関係ないし社会類型的行為理論）とその問題点について説明することができる。
- ◆要物契約・要式契約とはどのような概念であるかを説明し、それぞれの具体例を挙げることができる。
- ◆（普通契約）約款とはどのような概念であるかを説明し、約款による契約の具体例を挙げることができる。
- ◇約款に定められた契約条項が拘束力を持つ根拠を説明することができる。
- ◇約款による契約の規制のあり方に関する問題点を指摘することができる。
- ◆消費者契約法における消費者契約、消費者、事業者がどのような概念であるかを説明することができる。
- ◇消費者契約が一般の契約と異なった規制に服する根拠を説明することができる。
- ◇消費者契約法に規定されている契約の成立過程に関する規定の概要を説明することができる。
- ◇消費者契約法に規定されている契約条項の規制に関する規定の概要を説明することができる。

2. 法律行為・意思表示の解釈・内容確定

- ◆意思表示ないし法律行為の解釈に関する基本的な考え方を具体的事例に即して説明することができる。
- ◇法律行為・意思表示の解釈に関する考え方が対立する理由と、その具体的な相違を説明することができる。
- ◇意思表示の解釈と錯誤の関係を具体例に即して説明することができる。
- ◇契約解釈と遺言解釈の違いについて説明することができる。
- ◇約款の解釈に関する問題点（作成者不利益の原則が妥当すべきか、制限的解釈を通じて条項規制、書式の戦い等）を指摘することができる。
- ◆法律行為の解釈と法律の適用との関係について説明することができる。
- ◆強行法規・任意法規の意味について説明し、それぞれの具体例を挙げることができる。
- ◆慣習とは何か、慣習がどのような場合に効力を有するかを説明することができる。
- ◇法適用通則法3条の意味を説明することができる。
- ◇「慣習による表示の意味の確定」と「慣習による意思表示の補充」の違いについて説明することができる。
- ◇補充的契約解釈とはどのようなものかを説明し、任意法規の補充的適用との異同を具体例に即して説

明することができる。

II 法律行為の有効性－公序良俗違反と強行規定違反

- ◆公序良俗とはどのような概念であるか、公序良俗に反する法律行為にはどのような類型があるかを説明し、各類型について具体例を挙げることができる。
- ◆公序良俗違反の法律行為が無効とされることの理由（民法90条の趣旨）を説明することができる。
- ◆暴利行為とはどのような概念であるかを説明し、その具体例を挙げることができる。
- ◆動機の不法とはどのような概念であるかを説明し、その具体例を挙げてその行為の効力を説明することができる。
- ◇（◆）民法91条と民法90条の関係について説明することができる。
- ◇いわゆる行政的取締規定のうち、効力規定と単なる取締規定はそれぞれどのような概念であり、それに反する法律行為の効力が具体的にどのように相違するかを説明することができる。
- ◇公序良俗違反の法律行為の無効の意味について説明することができる。
- ◆公序良俗に反する法律行為に基づいてなされた給付の返還請求の根拠について説明することができる。
- ◆公序良俗に反する法律行為に基づいてなされた給付の返還請求が認められない場合の根拠と法律効果を説明することができる。
- ◆脱法行為とはどのような概念であるかを説明し、その具体例を挙げて法的効果を説明することができる。

III 意思表示の瑕疵

1. 心裡留保

- ◆心裡留保による意思表示とはどのような概念であり、どのような場合に問題となるかを説明することができる。
- ◇心裡留保による意思表示が、欺罔の意図を伴う場合と伴わない場合の双方を含むことの問題点を指摘することができる。
- ◆心裡留保による意思表示の効力について、民93条本文及び但書きの規定の趣旨を説明することができる。
- ◇心裡留保による意思表示が当事者間において無効となる場合に、第三者保護を図るための考え方（民法94条2項類推適用）について説明することができる。
- ◇代理権濫用への類推適用（⇒代理の部分で項目として）

2. 通謀虚偽表示

- ◆通謀虚偽表示とはどのような概念であるかを説明し、具体的な事例を挙げることができる。
- ◆通謀虚偽表示があった場合の当事者間における法律効果とその根拠について説明することができる。
- ◆通謀虚偽表示の無効を第三者に対抗できないとされる理由は何かを説明することができる。
- ◇隠匿行為とは何か、その法的効果は何かについて説明することができる。
- ◆民94条2項の第三者とはどのような者を指すかを説明し、具体例を挙げることができる。
- ◇（◆）民法94条1項と2項の関係についてのいわゆる順次取得説と法定承継取得説の違いと、その背後にある実体法理について説明することができる。
- ◆民94条2項にいう第三者の「善意」の意義をめぐる考え方の対立について、それぞれの立場の根

拠を挙げることができる。

- ◆民94条2項の善意の第三者として保護されるために、第三者がどのような事実を証明する必要があるかを説明することができる。
- ◇民94条2項の第三者として保護されるために、不動産の登記が必要かどうかをめぐる議論の対立について説明することができる。
- ◆民法94条2項の類推適用理論に関する判例・学説の発展の概要を説明することができる。(ただし、物権変動理論で扱う可能性)

3. 錯誤

- ◇意思表示の「不合致」と「錯誤」の異同を説明することができる。
- ◇意思表示の解釈と錯誤の関係を、具体例に即して説明することができる。(Iの総論?)
- ◆意思表示の錯誤が無効となる要件(要素の錯誤に当たること)を説明し、具体的な例を挙げることができる。
- ◆表示上の錯誤(表示錯誤)の例をあげることができる。
- ◆表示内容の錯誤の例をあげることができる。
- ◆「動機の錯誤」とはどのような概念かを説明し、適切な具体例を挙げることができる。
- ◇特定物ドグマと動機錯誤の関係について説明することができる。
- ◆動機の錯誤と表示の錯誤の二元的な考え方を説明し、その問題点を指摘することができる。
- ◆動機の錯誤と表示の錯誤を区別しない考え方を説明し、その問題点を指摘することができる。
- ◇意思表示の相手方によって惹起された錯誤の法律効果を説明することができる。
- ◇相手方が表意者の錯誤を認識した場合の法律効果を説明することができる。
- ◇いわゆる共通錯誤の場合に当たる事例を挙げて、その法的処理について説明することができる。
- ◇将来の事実に関する錯誤と条件理論や事情変更の原則との関係を説明することができる。
- ◆民95条本文と但書きの関係を、証明責任の分配という観点に即して説明することができる。
- ◆錯誤無効の意義を説明することができる。
- ◆錯誤無効を主張する者が誰かを説明することができる(債権者代位権の問題は、◇?)。
- ◇無効主張の期間制限について説明することができる。
- ◇電子商取引に関する特別規定について説明することができる。
- ◇錯誤者が損害賠償責任を負うか、負うとすればその根拠は何かを説明することができる。
- ◇瑕疵担保と錯誤の関係について、対立する判例・学説の考え方を説明することができる。(⇒契約法部分で)

4. 詐欺・強迫

- ◆詐欺を理由として意思表示を取り消すために必要な要件をあげることができる。
- ◆詐欺の具体例をあげることができる。
- ◆第三者による詐欺の場合に、意思表示を取り消すための要件がどうなるかを説明することができる。
- ◆民96条3項に定める第三者がどのような者であり、具体的にどのような「第三者」が含まれるかを挙げることができる。
- ◆民96条3項に言う「善意」の意味について、対立する考え方とそれぞれの根拠を説明することができる。
- ◆民96条3項の第三者を取消しの意思表示の前に現れた第三者に限るとする判例・学説の考え方の根拠を説明することができる。
- ◇錯誤と詐欺が競合するのはどのような場合かを具体的に説明することができる。

- ◇錯誤と詐欺が競合する場合に、無効と取消しの関係がどうなるかを説明することができる。
- ◆強迫を理由として意思表示を取り消すために必要な要件をあげることができる。
- ◆強迫の例をあげることができる。
- ◆第三者による強迫の場合と第三者による詐欺の場合の相違とその根拠を説明することができる。
- ◆強迫による取消しと第三者の関係について、詐欺の場合との相違とその根拠を説明することができる。
- ◇詐欺・強迫による取消しと取消し後の第三者の関係について、説明することができる。 (⇒物権変動論)

5. 消費者契約法における誤認・困惑

※ ただし、消費者契約法の規定内容をどこまでコア・カリキュラムに含まれるかについては、特別法のどの部分がコアに属するかという一般問題とも関連して、今後の検討が必要である。

- ◆消費者契約法が定める誤認に属する類型（不実告知、断定的判断の提供、故意の不告知）をあげることができる。
- ◆不実告知を理由として意思表示を取り消すために備わっていないなければならない要件を、条文に即してあげることができる。（「条文に即して」とは、条文を参照して必要な要件を挙げることができる。以下、同じ）
- ◇消費者契約法4条の「重要事項」の意味を説明することができる。
- ◆不実告知にあたる具体例を挙げることができる。
- ◆断定的判断の提供を理由として意思表示を取り消すために備わっていないなければならない要件を、条文に即してあげることができる。
- ◆断定的判断の提供にあたる具体例を挙げることができる。
- ◆故意の不告知を理由として意思表示を取り消すために備わっていないなければならない要件を、条文に即してあげることができる。
- ◆故意の不告知にあたる具体例をあげることができる。
- ◆消費者契約法が定める困惑に属する類型（不退去・監禁）をあげることができる。
- ◆不退去を理由として意思表示を取り消すために備わっていないなければならない要件を、条文に即してあげることができる。
- ◆不退去にあたる具体例を挙げることができる。
- ◆監禁を理由として意思表示を取り消すために備わっていないなければならない要件を、条文に即してあげることができる。
- ◆監禁にあたる具体例を挙げることができる。
- ◇消費者契約法上認められている取消権と民96条の取消権との関係を説明することができる。
- ◇情報提供義務違反を理由とする取消権が一般的には認められていない根拠を説明することができる。
- ◇消費者契約法4条と情報提供義務・説明義務違反を理由とする損害賠償との関係を説明することができる。
- ◇特定商取引法において取消権が拡張されているのはどのような場合であることを説明することができる。

6. 意思表示の効力発生時期

- ◆隔地者・対話者がそれぞれどのような概念であることを説明することができる。

- ◆意思表示の効力が発生する時点についての到達主義と発信主義の違いについて説明することができる。
- ◆到達主義をとるか、発信主義をとるかによって、具体的にどのような相違が生じるかを説明することができる。
- ◆民法が、どのような場合に到達主義を採り、どのような場合に発信主義を採っているかを具体的に説明することができる。
- ◆到達主義における「到達」とはどのような概念であるかを説明し、到達があるとされる具体例を挙げることができる。
- ◇電子的意思表示について特則がどのようなものであるか、その特則が置かれている根拠は何かを説明することができる。
- ◆意思表示発信後に表意者が死亡した場合、あるいは行為能力の制限が生じた場合に、意思表示の効力がどうなるか、またなぜそうなるかを説明することができる。
- ◆公示による意思表示の制度（民法98条）が必要とされる理由を説明することができる。
- ◇公示による意思表示が認められるための要件をあげることができる。
- ◆意思表示の受領能力とはどのような概念であり、受領能力を問題とすることがなぜ必要かを説明することができる。
- ◇行為能力の制限と受領能力の関係について説明することができる。

IV 法律行為の無効及び取消し

1 無効及び取消し総論

- ◆無効と取消しの基本的な考え方の違いを説明できる。
- ◇「意思表示」の無効・取消しと「法律行為」の無効・取消しの考え方の違いを説明できる。
- ◆無効の場合の処理と取消し可能な場合の処理との間の違いを説明できる。
- ◆無効・取消しの場合における原状回復の問題と不当利得制度の関係を説明できる。
- ◆民法で意思表示・法律行為が無効とされる場合（例）を挙げることができる。
- ◆民法・消費者契約法で意思表示・法律行為が取消し可能とされる場合（例）を挙げることができる。
- ◆第三者に対する無効主張が制限される場合の具体例（＝虚偽表示／即時取得…等）を説明できる。
- ◆取消しの効果を第三者に対抗できない場合の具体例（＝詐欺取消し）を説明できる。
- ◆意思表示・法律行為の内容の一部に無効原因がある法律行為が最終的に有効か無効かを判断する基準を説明できる。
- ◇（◆）いわゆる二重効の問題を説明できる。
- ◇一部無効の効果を説明できる。
- ◇解除と取消しの違い ⇒解除の箇所か？
- ◇撤回と取消しの違い ⇒撤回の箇所か？
- ◇原始的不能 ⇒契約総則か？

2 119条

- ◆無効行為の追認の例を挙げることができる。
- ◆無効行為の追認と取消し可能な行為の追認との間の違いを説明できる。
- ◇116条の類推適用の事例を挙げて、説明できる（116条で整理することも考えられる）。
- ◇無効行為の転換の意味を、無効行為の転換の例とともに説明できる。

3 120条

- ◆取消しによる保護が与えられる行為の具体例（＝制限行為能力者の行為、瑕疵ある意思表示）を挙げることができる。
- ◆取消権者となる者（とりわけ行為者本人以外）の具体例を挙げることができる。
- ◇消費者契約法において取消し可能な意思表示の取消権者として挙げられているものを説明できる。

4 121条

- ◆取消しの基本的効果を説明できる。
- ◆制限行為能力者の返還義務に関する特則を不当利得の返還義務に関する一般原則と対比しながら説明できる。

5 122条

- ◆取り消すことができる法律行為の性質（＝不確定的有効性）を説明できる。

6 123条

- ◆取消しの方法（＝単独行為・相手方への一方的な意思表示）、取消権の性質（＝形成権）を説明できる。

7 124条

- ◆追認の意義・要件・効果を説明できる。
- ◆追認の例を挙げることができる。

8 125条

- ◆法定追認の意義（＝追認の擬制）・要件を説明できる。
- ◆法定追認が認められるいくつかの例を挙げることができる。

9 126条

- ◆126条が定める短期の期間と長期の期間の性質の違いを説明できる。
- ◆それぞれの期間の起算点を挙げることができる。
- ◇消費者契約法における取消権の期間制限を説明できる。
- ◆取消し後の原状回復請求権の期間制限がどのようになるのかについて説明できる。

10 消費者契約法に関わる無効及び取消し

※ ただし、ここでも、消費者契約法の規定内容をどこまでコア・カリキュラムに含まれるかについては、特別法のどの部分がコアに属するかという一般問題とも関連して、今後の検討が必要である。

- ◆消費者契約法での不当条項規制がどのような考え方に立脚しているのかを説明できる。
- ◆消費者契約法10条の意味を説明できる。
- ◇消費者契約法10条と民法90条との関係を説明できる。
- ◇消費者契約法で不当条項として無効とされる場合の効果を説明できる。

- ◇消費者契約法8条で不当条項規制とされる場合を挙げることができる。
- ◇消費者契約法9条で不当条項規制とされる場合を挙げることができる。
- ◇消費者契約法10条で不当条項規制とされる場合を挙げることができる。
- ◇ある契約条項が不当条項とされたことが契約全体に与える影響を説明できる。

(2) 代理

I 代理制度総論

- ◆代理とはどのような法制度であるか、なぜ必要かを具体例を挙げて説明することができる。
- ◆代理人の行った法律行為の効果が本人に帰属するためのどのような要件が必要であることを説明することができる。
- ◆（◇）代理行為に際して、顕名が必要である理由を説明することができる。
- ◇顕名がなされずに、代理行為の効果が本人に帰属するのはどのような場合か、その根拠は何かを説明することができる。
- ◆代理権がどのような場合に発生するかを、具体例を挙げて説明することができる。
- ◆代理人と使者の相違を説明することができる。
- ◇（削除？）受動代理において、代理人と使者の相違を説明することができる。
- ◇代理と間接代理の相違を説明することができる。
- ◇（削除？）法律行為を行う者が、他人の名前を僭称して行為を行った場合の法律関係がどうなるかを説明することができる。
- ◇（削除？）一定の法律行為については代理が許されないとされている理由を、具体例を挙げて説明することができる。

II 代理権

- ◆代理権の範囲はどのようにして決まるかを説明することができる。
- ◆（◇）任意代理について、代理権はどのような法律行為に基づいて発生するかを説明することができる。
- ◇任意代理について、代理人は本人に対してどのような権利を有し、義務を負っているかを説明することができる。
- ◇（削除？）任意代理人が、本人に対して負う義務に違反して代理行為をした場合の、代理行為の効果について、説明することができる。
- ◆（◇）法定代理について、代理権はどのような法律上の根拠に基づいて発生するかを説明することができる。
- ◇法定代理について、法定代理人と本人との間にどのような権利義務関係があるかを説明することができる。
- ◇委任状がどのような意味を持ち、どのような役割を果たしているかを説明することができる。
- ◆復代理人を選任することができるのはどのような場合か、また選任した場合に、代理人がどのような責任を負うかを説明することができる。
- ◇復代理人と本人との関係を具体的に説明することができる。
- ◆自己契約・双方代理とはどのような代理行為を指すか、また、その代理行為の効果がどうなるかを説明することができる。
- ◇自己契約・双方代理による代理行為の効果が本人に帰属するのはどのような場合かを、その根拠を明らかにして説明することができる。
- ◇自己契約と利益相反行為との異同を、具体例を示して説明することができる。
- ◇（削除？）共同代理とはどのような代理か、またどのような場合に共同代理が認められるかを説明することができる。

- ◇（削除？）共同代理の場合に、その1人が単独で代理行為を行った場合の効果を説明することができる。
- ◆代理権がどのような原因に基づいて消滅するかを、具体例を挙げて説明することができる。

III 代理行為

- ◆代理権濫用とはどのような場合を指すかを、具体例を挙げて説明することができる。
- ◆代理権濫用の効果について、判例・学説上の考え方の違いと具体的な相違を説明することができる。
- ◇代理権濫用と利益相反行為との関係について、具体例を挙げて説明することができる。
- ◇代理権濫用と自己契約との異同について、具体例を挙げて説明することができる。
- ◆代理人について行為能力が必要とされていない理由を説明することができる。
- ◇（削除？）代理人が行為能力の制限を理由に、本人と代理人との契約を取り消した場合の法律関係について説明することができる。
- ◆代理人が行った法律行為の効力を、代理人を基準として判断することの理由は何かを説明することができる。
- ◇代理人が詐欺や強迫を行った場合の法律関係がどうなるかを、代理人が詐欺や強迫を受けた場合と対比して、説明することができる。

IV 無権代理

- ◆代理人が、代理権なくして代理行為を行った場合に、代理行為の効果がどうなるかを説明することができる。
- ◆無権代理の相手方は、代理行為の効果を確定させるためにどのような権利を行使することができるかを説明することができる。
- ◇相手方の取消権と本人の追認権との関係を説明することができる。
- ◆無権代理の相手方が、無権代理人に対してどのような要件の下でどのような責任を追及することができるかを説明することができる。
- ◆無権代理人が負う責任の内容を具体例を挙げて説明することができる。
- ◆無権代理行為が行われた後に本人が死亡して、無権代理人が本人の地位を単独相続した場合の法律関係がどうなるかを説明することができる。
- ◆無権代理行為が行われた後に、無権代理人と本人の間で単独相続が行われた場合に、代理行為の効果がどうなるかについて、考え方の違いを明らかにして、説明することができる。
- ◇無権代理行為が行われた後に、無権代理人と本人の間で相続が生じ、他にも共同相続人がいる場合に、代理行為の効果がどうなるかについて、考え方の違いを明らかにして、説明することができる。

V 表見代理

- ◆表見代理とはどのような制度であり、民法がどのような類型を定めているかを具体例を挙げて説明することができる。
- ◆民109条の表見代理について、本人が責任を負う根拠が何かを説明することができる。
- ◇本人が代理人に白紙委任状を交付し、代理人またはその代理人から白紙委任状の交付を受けた第三者が、本人の意思に反して白紙委任状を補充して、代理行為の相手方に委任状を提示して

代理行為を行った場合の法律関係について説明することができる。

◇民109条の表見代理について、相手方が善意・無過失であるかどうかについての証明責任がどうなっているかを、根拠を示して説明することができる。

◆民110条の表見代理について、本人がどのような場合にどのような根拠に基づいて責任を負うかを説明することができる。

◇民110条にいう「正当な理由」とは何かを具体例を挙げて説明することができる。

◆民112条がどのような場合に適用される規定であるかを具体例を挙げて説明することができる。

◇民112条について、相手方が善意・無過失であるかどうかについての証明責任がどうなっているかを、根拠を示して説明することができる。

◇表見代理に関する規定が法定代理にも適用されるかどうかについて、考え方の違いとその根拠を説明することができる。

◇表見代理において、本人の帰責性がどのように考慮されるかを、具体例を挙げて説明することができる。

◆表見代理と無権代理がどのような関係にあるかを説明することができる。

◇表見代理の成立が認められる場合に、相手方が無権代理人の責任を追及することができるかどうかについて、具体例を挙げて考え方の対立を説明することができる。

(3) 時効

I 時効総論

1 総論

- ◆時効とはどのような制度であるかを、具体例をあげて説明することができる。
- ◇(◆)時効制度の存在理由を説明することができる。
- ◆時効の法的構成について、援用・放棄の制度、時効の存在理由との関連に留意しつつ説明することができる。(⇒援用・放棄の位置付け)
- ◇時効が法定証拠であるとする考え方の概要を説明することができる。
- ◇時効に関する特約の効力について、時効完成を困難にするものと時効完成を容易にするものとに分けて、説明することができる。

2 効力

- ◆時効の効力の発生時期についての規律とその理由を説明することができる。

3 援用

- ◆時効は、当事者が援用しなければ裁判所がこれによって裁判をすることができないとされている理由を説明することができる。
- ◆時効の援用権者の範囲について、判例をふまえて、具体例をあげて説明することができる。
- ◆時効の援用の相対効の内容および趣旨を説明することができる。
- ◆時効の利益の放棄について、その根拠、効果、時効完成前の放棄が許されないとされている理由に留意しながら説明することができる。
- ◆債務者が時効完成後に債務を承認した場合に生じる法的問題について、説明することができる。

4 中断および停止

- ◆時効の中断がどのような制度であるかを、具体例をあげて説明することができる。
- ◆時効の中断事由について、時効中断の実質的な根拠と関連づけて、その種類および意義を説明することができる。
- # 一部請求による時効中断の範囲について、判例の見解をふまえて、説明することができる。
(=民事訴訟法との関係での項目)
- ◆催告の意義およびその時効中断の効力について、説明することができる。
- ◆時効中断の相対効の意義を、その例外を含めて具体例をあげて説明することができる。
- ◆時効の停止の意義について、説明することができる。

II 取得時効

- ◆取得時効の意義を、具体例をあげて説明することができる。
- ◆取得時効の対象となりうる権利の種類について、説明することができる。
- ◆取得時効の要件を、占有者(行使者)の主観的態様の違いに応じて説明することができる。
- ◆取得時効の要件について、他の民法の規定や判例により主張立証責任がどのように分配されるのかを説明することができる。
- ◇自主占有をどのように証明すべきかについて、説明することができる。

- ◆所有の意思・自己のためにする意思の意義について、該当する場合と該当しない場合とを具体例をあげて説明することができる。
- ◆他主占有から自主占有への転換について、具体例をあげて説明することができる。
- ◆他人の占有を承継した場合に、承継者がどのような占有を主張することができるかを説明することができる。
- ◇自然中断とはどのようなものを説明することができる。
- ◇自己の物について時効取得することができるかどうかについて、説明することができる。
- ◇公物について時効取得することができるかどうかについて、説明することができる。
- ◇取得時効の完成に要する期間を、現在から遡って計算すべきであるとの考え方の趣旨について、説明することができる。
- ◇取得時効が、一般に承継取得ではなく原始取得を生じさせるとされていることの意味を説明することができる。
- ◇取得時効と登記に関する判例・学説の概要を説明することができる（⇒物権法）。

III 消滅時効

- ◆消滅時効の意義を、除斥期間との違いに留意しつつ、具体例をあげて説明することができる。
- ◇除斥期間の主張が信義則に反しまたは権利濫用とされることの当否について、説明することができる。
- ◇権利失効の原則について、説明することができる。
- ◆消滅時効の対象となりうる権利・なりえない権利の種類について、説明することができる。
- ◇抗弁権の永久性の理論について、具体例をあげて説明することができる。
- ◆消滅時効の要件の概要を説明することができる。
- ◆消滅時効の起算点としての「権利を行使することができる時」の意義について、具体例をあげて説明することができる。
- ◇不法行為による損害賠償債権や期限の利益喪失約款付債権の消滅時効の起算点について説明することができる。
- ◆形成権の権利行使期間の制限について、具体例をあげて説明することができる
- ◆商事債権の消滅時効、短期消滅時効制度の趣旨を、具体例をあげて説明することができる。
- ◆判決で確定した権利の消滅時効の制度の趣旨を説明することができる。
- ◇不法行為責任追及の期間制限について、説明することができる。（⇒債権法）
- ◇売主の担保責任追及の期間制限について、説明することができる。（⇒債権法）
- ◇抵当権の消滅時効に関する規律について、説明することができる。（⇒物権法）

会社法についての項目案

1 会社法総論

1-1 会社の意義

会社法2条1号から6号、33号および34号の定義を含む。

1-2 総則・登記

1-2-1 商号

1-2-2 会社の使用人

1-2-3 会社の代理商

1-2-4 事業譲渡

1-2-5 登記

2 株式会社

2-1 株式会社の意義・特徴

2-2 株式

2-2-1 株式・株主の意義、株主の権利

2-2-2-1 株式の意義

2-2-2-2 株主平等原則

2-2-2-3 株主の権利・義務

2-2-2-4 利益供与

2-2-2 株式の単位（株式併合、株式分割・株式の無償割当て、単元株制度）

2-2-3 株式の種類（取得請求権付株式、取得条項付株式、全部取得条項付種類株式、選・解任権付種類株式、拒否権付種類株式、譲渡制限付種類株式）

2-2-4 株式の譲渡・株主名簿・株券・善意取得

2-2-5 株式の担保

2-2-5 自己株式の取得

2-3 資金調達

2-3-1 総説

2-3-2 新株発行

2-3-3 新株予約権

2-3-4 社債

2-4 機関

2-4-1 総論

2-4-2 株主総会

2-4-2-1 株主総会の意義・権限

2-4-2-2 株主総会の招集・運営

2-4-2-3 議決権の行使

2-4-2-4 株主総会決議の種類・決議の瑕疵

2-4-3 種類株主総会

2-4-2-1 種類株主総会の意義・権限

2-4-2-2 種類株主総会決議

2-4-4 取締役・取締役会

2-4-4-1 取締役会設置会社と非取締役会設置会社

2-4-4-2 取締役の選任・終任等

2-4-4-3 取締役の種類等

2-4-4-4 非取締役会設置会社における取締役

2-4-4-5 取締役会設置会社における取締役会・取締役

2-4-4-6 特別取締役

2-4-4-7 代表取締役

2-4-4-8 取締役等と会社の責任

2-4-5 取締役と会社の関係

2-4-5-1 取締役の義務（善管注意義務・忠実義務）

2-4-5-2 利益相反取引

2-4-5-3 競業取引

2-4-5-4 報酬規制

2-4-5-5 取締役の責任

2-4-5-5-1 会社に対する任務懈怠責任

2-4-5-5-2 第三者に対する責任

2-4-5-6 違法行為の差止権

2-4-6 会計参与

2-4-7 監査役

2-4-7-1 監査役の意義

- 2-4-7-2 監査役の地位（選任・解任・資格・任期・報酬）
- 2-4-7-3 職務権限
- 2-4-7-4 監査役の責任
- 2-4-7-5 監査役会制度の意義
- 2-4-7-6 監査役会の権限、運営

- 2-4-9 委員会設置会社
 - 2-4-9-1 委員会設置会社の意義
 - 2-4-9-2 委員会設置会社での取締役の地位
 - 2-4-9-3 三委員会の権限・構成・運営
 - 2-4-9-3-1 各委員会の構成・運営
 - 2-4-9-3-2 指名委員会
 - 2-4-9-3-3 監査委員会
 - 2-4-9-3-4 報酬委員会
 - 2-4-9-4 執行役

- 2-5 計算
 - 2-5-1 計算総説
 - 2-5-2 会計帳簿
 - 2-5-3 計算書類等の概念
 - 2-5-4 計算書類の承認（確定）手続き
 - 2-5-5 計算書類
 - 2-5-6 事業報告
 - 2-5-7 計算書類等の監査・事業報告の監査
 - 2-5-7-1 総説
 - 2-5-7-2 業務報告等の監査
 - 2-5-7-2-1 監査役設置会社および監査役会設置会社
 - 2-5-7-2-2 委員会設置会社
 - 2-5-7-3 計算書類等の監査
 - 2-5-7-3-1 非会計監査人設置会社
 - 2-5-7-3-2 会計監査人設置会社

 - 2-5-8 計算書類の開示
 - 2-5-8-1 備置き・閲覧謄写
 - 2-5-8-2 株主への提供
 - 2-5-8-3 公告

- 2-5-8-4 株主総会の承認
- 2-5-8-5 連結計算書類
- 2-5-8-6 剰余金の分配
 - 2-5-8-6-1 総説
 - 2-5-8-6-2 剰余金の処分の決定
 - 2-5-8-6-3 分配可能額
 - 2-5-8-6-4 剰余金の配当
 - 2-5-8-6-5 剰余金のその他の処分
 - 2-5-8-6-6 自己株式取得の財源規制

- 2-5-8-7 資本金・準備金
- 2-5-8-8 計算に関する責任
 - 2-5-8-8-1 総説
 - 2-5-8-8-2 虚偽記載責任
 - 2-5-8-8-3 違法配当責任

2-6 設立・定款変更

2-7 事業譲渡・組織再編

2-8 解散・清算

3 持分会社

コア・カリキュラム調査研究シンポジウム（平成21年3月20日）用資料

民事系研究班商法グループ作成 「機関総論及び株主総会」

- ◆は、共通到達目標にあげることには問題がないと思われるもの
- ◇は、共通到達目標であるといえるかどうか疑問の余地があるもの

2-4 機関

2-4-1 総論

- ◆会社の機関の意義について説明できる。
- ◆株式会社と持分会社における、機関のあり方の違いについて説明できる。
- ◇株式会社において、会社の管理・運営が株主以外の第三者に委ねられている（第三者機関制を採用している）理由について説明できる。
- ◆公開会社と公開会社でない株式会社における、機関設計の違いの概要を説明できる。
- ◆大会社と大会社でない株式会社における機関設計の違いの概要を説明できる。
- ◆公開会社では取締役会を設置しなければならない理由について説明できる。
- ◆委員会設置会社でない取締役会設置会社は、原則として監査役を設置しなければならない理由について説明できる。
- ◇公開会社でなく委員会設置会社でない取締役会設置会社は、会計参与を設置すれば監査役を設置しなくてよい理由について説明できる。
- ◆大会社では会計監査人を設置しなければならない理由について説明できる。
- ◇委員会設置会社では会計監査人を設置しなければならない理由について説明できる。
- ◆公開会社でありかつ大会社である会社は、委員会設置会社である場合を除き、監査役会を設置しなければならない理由について説明できる。
- ◆委員会設置会社でない会計監査人設置会社は、監査役設置会社（監査役会設置会社を含む）でなければならない理由について説明できる。
- ◇委員会設置会社が監査役を設置できない理由について説明できる。
- ◇公開会社であることが、会社法の規定においてどのような意味を有するのかを、具体的に例示することにより、説明することができる。
- ◇大会社であることが、会社法の規定においてどのような意味を有するのかを、具体的に例示することにより、説明することができる。
- ◇取締役会設置会社であることが、会社法の規定においてどのような意味を有するのかを、具体的に例示することにより、説明することができる。
- ◆検査役制度の意義について説明できる。
- ◆検査役が選任される場合を具体的に挙げる。

2-4-2 株主総会

2-4-2-1 株主総会の意義・権限

- ◆株主総会とは何かを説明できる。
- ◆株式会社の意思を決定するという機能以外に、株主総会に期待される機能にはどのようなものがあるかを具体的に挙げることも、それらの機能に着眼

される背景を説明できる。

- ◆書面投票制度、電子投票制度、株主総会の決議の省略・株主総会への報告の省略の制度導入の意義を、株主総会の意義・機能との関係にも注意を払いながら、説明できる。
- ◆取締役会設置会社であるか否かによる株主総会の権限の相違を、その理由をあげつつ、説明できる。
- ◆取締役会設置会社における法令に定められた株主総会の決議事項の主なものを、それぞれの事項の性質から分類した上、具体的に挙げるができる。
- ◇法令により株主総会の決議事項と定められた事項の範囲について、取締役会設置会社であるか否かによる相違を説明することができる。
- ◆取締役会設置会社において定款の定めによって株主総会の権限に法定事項以外の事項を加えることができるとされている理由を説明できる。
- ◆株主総会の招集者が当該会議の目的として定めた事項以外の事項の決議の可否について、取締役会設置会社であるか否かによって生じる相違を説明できる。
- ◇株主総会の会議体としての性質から当然に株主総会の権限と解され、取締役会設置会社の株主総会において、法令や定款に定めがなくても、決議をなしうる事項を挙げるができる。
- ◆取締役会設置会社において、代表取締役・執行役の選任（選定）・解任（解職）を定款の定めにより株主総会の決議事項とすることの可否に関して、学説の状況を説明できる。
- ◆取締役会設置会社において定款で業務執行のすべての決定を株主総会の権限とすることの可否に関して、学説の状況を説明できる。
- ◇株主総会の法定権限を、取締役・執行役・取締役会その他株主総会以外の機関が決定することができるとする定款の定め効力はなぜ無効かを説明できる。
- ◆株主総会の決議事項につき、その決議の効力の発生を他の機関の決議にかからしめることが法律上認められている例を挙げるができる。
- ◇定款をもって、株主総会決議の効力発生を第三者の承認にかからしめる旨定めることの可否について、判例および学説の状況を説明できる。
- ◇株主総会の法定権限を他の機関に委譲することが法律上認められている代表的な例を挙げるができる。
- ◇定款をもって、株主総会の法定決議事項を第三者に委譲する旨定めることの可否について、学説の状況を説明できる。

2-4-2-2 株主総会の招集・運営

- ◆株主総会の招集手続の意義について説明できる。
- ◆株主総会の招集手続を省略することができるのは、どのような場合か説明できる。
- ◆いわゆる全員出席総会とはどのような株主総会であるかを説明し、全員出席総会でなされた決議の有効性およびその根拠について説明できる。
- ◆株主総会を会社が招集する場合、どのような手続に基づきだれが招集するかを説明できる。
- ◆株主総会は、会社以外にだれがどのような要件で招集できるかについて説明できる。

- ◇公開会社における株主総会の招集手続について説明できる。
- ◆株主総会の招集通知の記載事項、招集期間および招集方法について、取締役会設置会社か否かの違いに応じてどのような違いを設けているか、相互に比較し規律が異なる理由を明らかにしながら、説明することができる。
- ◆書面または電磁的方法によって議決権行使を認めることが義務付けられている会社の範囲とその理由について説明できる。
- ◆書面または電磁的方法によって議決権行使ができる会社の招集手続にかかる特則について説明できる。
- ◇書面または電磁的方法によって議決権行使ができる会社の招集手続と、委任状勧誘を行う場合の金商法上の手続の異同を明らかにし、それぞれの手続に瑕疵があった場合の決議の効力について説明できる。
- ◆株主総会の招集手続に瑕疵がある場合における当該株主総会でなされた決議の効力について、具体例をあげて説明することができる。
- ◆総会検査役の選任手続とその権限について説明できる。
- ◇総会検査役による報告により、どのような法効果が生じ得るか説明できる。
- ◆議題と議案の違いについて具体例を挙げて説明できる(たとえば、取締役選任や剰余金配当について、議題と議案はそれぞれどのようなものであり得るか、具体例を挙げるができる)。
- ◆株主提案権について、事前の提案権および株主総会の議場における提案権のそれぞれにつき、それを行使することのできる要件およびそれが認められている趣旨を説明することができる。
- ◆株主提案権を行使できる者の範囲、提案権の対象および行使の手続について議題提案権と議案提案権に分けて説明できる。
- ◆株主の提案した議題・議案が無視された場合に生ずる問題について説明できる。
- ◆株主総会の議長の選定方法とその権限について、具体例をあげて説明できる。
- ◆取締役等の説明義務の対象および説明の程度について、具体的な例示により、説明することができる。
- ◆取締役等が株主総会において株主から説明を求められた場合において、説明を拒絶できる場合およびそれぞれの理由を説明できる。
- ◇総会に提出された資料等の調査をする者の選任手続およびその権限について説明できる。
- ◆株主総会の議事録を閲覧できる者の範囲と条件について説明できる。

2-4-2-3 議決権の行使

- ◆「一株一議決権の原則」の意義とその例外を示すことができる。
- ◆自己株式について、「議決権を有しない」とされる理由を説明することができる。
- ◆いわゆる「相互保有株式」の議決権行使に係る会社法の規律内容とその議決権行使が認められない理由を説明することができる。
- ◆単元未満株式に係る会社法の規律内容とその議決権の行使が認められない理由を説明することができる。
- ◆共有株式の権利行使に係る会社法の規律内容とその議決権の行使方法を説明するこ

とができる。

- ◇公開会社でない株式会社の株主の議決権について、特定の株主をその持株数を超えて優遇するなどの、いわゆる「属人的定め」が認められる理由とそのような定めがなされた場合の会社法上の取扱いを説明することができる。
- ◆議決権の代理行使が認められる理由と定款による代理人資格の制限について判例と学説の状況を説明することができる。
- ◇議決権の代理行使に係る委任状について、会社法上の規律内容を説明することができる。
- ◆書面による議決権の行使と電磁的方法による議決権の行使の意義を説明することができる。
- ◇書面による議決権の行使と電磁的方法による議決権の行使について、それぞれの行使方法を説明することができる。
- ◆議決権の代理行使、書面による議決権の行使、いわゆる書面決議、電磁的方法による議決権の行使の異同を述べ、それら相互の関係を説明することができる。
- ◆議決権の不統一行使について、そのような議決権行使方法が認められる理由と不統一行使の方法を説明することができる。
- ◆株主総会決議における「特別の利害関係を有する者」の意義とその具体的な例を挙げることができる。「特別の利害関係を有する者」の議決権の行使が認められる理由を説明することができる。そのような「特別の利害関係を有する者」の議決権の行使によって、「著しく不当な決議」がなされたときの会社法の規律を説明することができる。
- ◇議決権行使に関する特約について、説明することができる。

2-4-2-4 株主総会の決議の種類・瑕疵

- ◆株主総会の決議の種類について説明できる。
 - (1) どのような種類の決議があるか、それらの決議要件はどのようなものであるか説明できる。
 - (2) 各決議要件（定足数要件・多数決要件）について、定款による加重・軽減が可能であるか説明できる。
 - (3) 役員を選任決議に関する341条の規定の意味を説明できる。
 - (4) 会社法309条3項に定める決議について、そのような決議要件が課されている理由について説明できる。
 - (5) 会社法309条4項に定める決議について、そのような決議要件が課されている理由について説明できる。
 - (6) 株主総会は開催されないが、決議がなされたとみなされる場合について説明できる（会社319条）。
- ◇議決権のない株式が定足数要件および多数決要件においてどのように扱われているか説明できる。
- ◆株主総会決議の効力を争う方法について説明できる。
- ◆株主総会決議について決議取消しの訴えの制度が認められている趣旨について説明できる。

- ◆決議内容が定款に違反する瑕疵が取消し原因とされている理由について説明できる。
- ◆会社法831条1項各号が定める決議取消原因にあたるものについて、具体例を挙げることができる。
- ◆他の株主に存する瑕疵の主張が認められるかについての、判例・学説の立場について説明できる。
- ◆決議取消しについて、その主張が決議取消の訴えによることが求められている理由、当該訴えに際しての原告適格・被告・提訴期間・判決の効力に関する規制、また、そのような規制が加えられている理由について説明できる。
- ◆決議取消原因がある場合に提訴期間内に決議無効確認の訴えを提起した場合の提訴期間の遵守の有無について説明できる。
- ◆決議取消しの訴えの提訴期間と取消原因の追加の可否について説明できる。
- ◆特別利害関係人による議決権の行使により著しく不当な決議が成立した場合とはどのような場合か、具体例を挙げて説明できる。
- ◆決議取消の請求を認容する判決の確定により生ずる問題とその解決方法について、説明できる。
- ◆決議取消しの訴えに際して裁量棄却制度が認められている理由について説明できる。
- ◆裁判所が裁量棄却をなしうる場合、なしえない場合について、具体例を挙げて説明できる。
- ◆多数決の濫用と決議の効力について判例・学説の状況を説明できる。
- ◆決議取消の訴えについての訴えの利益がなくなる場合の具体例を挙げることができる。
- ◇取消原因がある決議の再決議と訴えの利益の存否について説明できる。
- ◆決議取消の訴えと合併無効の訴え、減資無効の訴え等の関係について説明できる。
- ◆決議無効事由、決議不存在事由について、具体例を挙げることができる。
- ◆決議無効・不存在について、決議無効確認・不存在確認の訴えの制度が認められている理由について説明できる。
- ◆決議無効事由、不存在事由があるにもかかわらず、その主張が認められない場合があることを説明できる。
- ◇取締役を選任する旨の株主総会の決議が不存在の場合に、当該取締役によって構成される取締役会で代表取締役とされた者が招集した株主総会でなされた決議の効力についての、判例・学説の立場について説明できる。
- ◇株式が共有の場合の決議不存在確認の訴えの原告適格について説明できる。
- ◆決議の効力を争う訴訟に際して設けられている、悪意株主の担保提供制度の趣旨、悪意の意味について説明できる。
- ◇取締役の選任決議の効力が争われた場合に採られうる仮処分について説明できる。
- ◇原告の死亡と訴訟の承継について説明できる。

共通的到達目標（民事訴訟法分野）案

I. 全体構成

1 総論

- 1-1 民事訴訟の目的
- 1-2 民事紛争解決のための手続
- 1-3 訴訟と非訟

2 訴訟の主体

- 2-1 裁判所
- 2-2 当事者

3 訴え

- 3-1 訴えの概念・類型
- 3-2 訴訟要件
- 3-3 訴えの提起の方式とその効果
- 3-4 訴訟物

4 訴訟の審理

（細目未定）

5 訴訟の終了

- 5-1 判決
- 5-2 当事者の意思による訴訟の終了

6 複雑訴訟

- 6-1 複数請求訴訟
- 6-2 多数当事者訴訟

7 上訴・再審

- 7-1 控訴
- 7-2 上告
- 7-3 抗告
- 7-4 特別上訴・再審

8 略式手続

Ⅱ. 共通到達目標規定モデル

3 訴え

3-1 訴えの概念・類型

- ◆ 訴えの概念について、請求（訴訟物）の概念との関係を踏まえて、説明できる。（→ 3-4-1 訴訟物）
- ◆ 訴訟類型を挙げ、それぞれの特徴及び代表的な例について説明できる。
- ◆ 形式的形成訴訟について、その意義を説明し、主要な例を挙げることができる。筆界確定訴訟の特殊性については、判例及びそれに対する批判を踏まえて、説明できる。
（※提訴予告通知は、「審理」の部分に置くものとする。）

3-2 訴訟要件

3-2-1 訴訟要件の意義・審理

(1) 訴訟要件の意義

- ◆ 訴訟要件の意義について、本案要件との関係で、説明できる。
- ◆ 訴訟要件の種類について、その主要なものを挙げることができる。

(2) 訴訟要件の審理

- ◆ 訴訟要件の審理について、職権調査事項と抗弁事項の区別が説明できるとともに、職権調査事項の審理方法について、判断資料の収集方法の差異も踏まえて、説明できる。
- ◇ 訴訟要件の判断の基準時について、事実審の口頭弁論終了後に訴訟要件の存否につき変動が生じた場合を含めて、考え方を説明できる
- ◆ 訴訟要件と本案の審理・判断の順序について、考え方の対立の内容とその背景について理解し、説明できる。

3-2-2 訴えの利益

(1) 総論

- ◆ 訴えの利益の意義及びそのような概念が必要とされる理由について説明できる。
（※訴権論については、「1-1 民事訴訟の目的」の項目で（取り上げるとすれば）取り上げるものとする。）
- ◆ 訴えの利益と法律上の争訟や二重起訴の禁止など隣接する問題との関係について理解し、説明できる。（→「2-1-2 裁判権」）
- ◇ 訴権の濫用の意義について理解し、判例に即してその機能を説明できる。

(2) 給付の訴えの利益

- ◆ 現在の給付の訴えの利益について説明できる。
- ◆ 将来の給付の訴えの利益について説明できる。将来の損害賠償請求の適法性について、判例の準則及びそれに対する批判を踏まえて、説明できる。

(3) 確認の利益

- ◆ 確認の利益について、事実の確認、過去の権利関係の確認など確認の対象に関する判例及び学説を踏まえて、具体的事案に即して説明できる。
- ◆ 確認の利益について、当事者間の具体的な事情を考慮した確認判決の必要性・適切性に関して求められる要件を具体的事案に即して説明できる。

(4) 形成の訴えの利益

- ◆ 形成の訴えの利益について、訴訟係属中に形成の実益が失われた場合に関して、判例を踏まえながら事例に即して説明できる。

3-2-3 当事者適格

(1) 総論

- ◆ 当事者適格の意義及びそのような概念が必要とされる理由について、当事者概念や当事者の確定との関係も踏まえて説明できる。(→2-2-1(1) 当事者の概念、(2) 当事者の確定)
- ◆ 当事者適格の判断基準に関する基本的な考え方を理解し、説明できる。各訴訟類型に応じた当事者適格の判断基準について説明できる。
- ◇ 法人の内部紛争における被告適格の考え方について、判例の準則及びそれに対する批判をも踏まえ、具体的な事例に即して説明できる。

(2) 訴訟担当

- ◆ 訴訟担当の意義について、訴訟代理との相違を踏まえて説明できる。
- ◆ 訴訟担当の種類及びそれぞれに該当する主要なものを挙げるができる。
- ◇ 債権者代位権が行使された場合の債務者の地位について、その手続参加の方法など具体的な事例に即して説明できる。(→民法債権総論)
(※債権者代位の判決の効果については、「既判力」の項目で取り上げるものとする。)
- ◇ 職務上の当事者の概念について、法定代理との相違を踏まえて説明できる。
- ◆ 選定当事者について、その意義及び制度の概要について、追加的選定制度の導入の趣旨を含め、説明できる。
- ◆ 法律の規定によって認められる場合以外の任意的訴訟担当が許される要件について、判例の準則及びそれに対する批判を踏まえ、具体的な事例に即して説明できる。

3-3 訴えの提起の方式とその効果

3-3-1 訴え提起の方式

- ◆ 訴状の記載事項を挙げるができる。
- ◆ 請求の趣旨及び請求の原因の概念を理解し、訴訟類型に応じて説明できる。
- ◇ 提訴手数料の制度の概要及び訴訟救助の制度の概要について説明できる。(→訴訟費用)

- ◆ 訴状提出後の裁判所の手続（訴状の審査・送達、補正命令、訴状却下命令、第1回口頭弁論期日の指定、訴訟進行に関する意見聴取等）について説明できる。

3-3-2 訴え提起の効果

- ◆ 訴え提起の効果の主要なものを挙げるができる。訴訟係属の概念について説明できる。
- ◆ 重複する訴えの禁止の趣旨及び制度の概要について説明できる。
- ◆ 相殺の抗弁と重複する訴えの禁止の関係について、判例の準則及びそれに対する批判も踏まえて、具体的な事案に即して説明できる。
- ◇ 訴えの提起や防御方法の提出等による時効中断の効果について説明できる。（→民法総則）

3-4 訴訟物

3-4-1 訴訟物論

- ◆ 訴訟物（訴訟上の請求）の意義及び機能について説明できる。（→3-1 訴えの概念・類型）
- ◆ 給付訴訟、確認訴訟及び形成訴訟における訴訟物を理解し、その特定について説明できる。損害賠償請求訴訟における訴訟物を説明できる。
- ◆ 旧訴訟物論及び新訴訟物論のそれぞれの考え方の内容及び相違並びにその結果として生じる取扱いの相違について、具体的な事例に即して説明できる。

3-4-2 訴訟物についての処分権主義

- ◆ 処分権主義の意義及び内容について、その適用範囲も含めて説明できる。
- ◆ 申立事項と判決事項の関係に関する規律について、その意義及び内容を説明できる。
- ◆ 引換給付判決と処分権主義の関係について説明できる。
- ◇ 一部認容判決が許される範囲について、債務不存在確認判決など具体的な事例に即して説明できる。

3-4-3 一部請求

- ◇ 一部請求の適法性について説明できる。
- ◆ 〔一部請求後の残額請求が許されるかどうか及びその理論構成について、判例の準則及びそれに対する批判も踏まえて、具体的な事例に即して説明できる。〕
- ◆ 〔後遺症に基づく損害賠償請求について、判例の準則及びそれに対する批判も踏まえて、具体的な事例に即して説明できる。〕

（※上記2項目については、既判力の客観的範囲の部分における取り上げ方との関係で、再度検討するものとする。）